

経済産業副大臣 兼 原子力災害現地対策本部長

山 田 賢 司 様

要 望 書

令和7年11月28日

福島県南相馬市長 門馬和夫

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から14年以上が経過し、この間、地域の復旧・復興に向け全力で取り組んできています。

しかしながら、今もなお、多くの市民が避難生活を余儀なくされるなど、当市を取り巻く課題はいまだ山積し、原子力災害からの復興は、ようやく緒に就いたところです。特に、旧避難指示区域（小高区）は、これからが本格的な復興のステージと捉えていることから、第3期復興・創生期間においても、被災地の復興が停滞することのないよう、引き続き国が責任を持って、しっかりと支援いただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

1 第3期復興・創生期間における支援について

（1）復興体制の継続及び財源の確保について

「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」では、「1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」の中で、「原子力災害被災地域の中でも、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なることを踏まえ、地域の実情を丁寧に把握し、それに応じた施策をきめ細やかに実施していくことが重要である。」との考え方方が追記されるなど、原子力災害被災地域の実態を踏まえた見直しが行われたところである。

のことから、当該基本方針に基づき、十分な組織体制の継続、

復興の進度に応じた柔軟な制度の構築、現行と同様の枠組みによる安定的な財源をしっかりと確保するとともに、新たに顕在化する課題に対しても、引き続き、国が前面に立って取り組むこと。

特に、現在、原子力災害被災自治体が連携し一体となって、復興・再生に向けた取組を行っている中で、これら被災自治体の実情を踏まえ、単に避難解除の時期などにより支援に差をつけることのないよう強く求める。

【関係省庁：復興庁】

（2）福島イノベーション・コスト構想の推進について

当市では、自立的・持続的な産業発展の実現を目指す福島イノベーション・コスト構想の下、産学官連携により、地元企業による新たな事業展開や取引拡大、地域外からの企業・人材等の誘導、人材育成や交流人口の拡大等に向けた取組を進めている。

福島イノベーション・コスト構想を確実に実現するため、ロボット・ドローン、航空宇宙など重点6分野に取り組む地元企業の活動を引き続き支援するとともに、地元企業が福島国際研究教育機構をはじめ、関係機関・企業等と広域的なネットワークを構築するための支援策を講ずること。特に宇宙については新たな取組であり、衛星・宇宙関連の将来の産業化を見据えた環境整備等を進めること。

また、新産業の創出等にチャレンジするベンチャービジネス、スタートアップ企業等を浜通り地域に一層呼び込むため「インキュベーション施設の整備」や「スタートアップ支援の拡充」の取組に対して財政支援を行うこと。

さらに、地域教育水準の向上とグローバルな人材や将来の産業の担い手など、福島イノベーション・コスト構想を担う地域人材の育成に係る取組への支援策を講ずること。

【関係省庁：復興庁】

（3）復興のステージに応じた新たな課題対応への支援について

当市では、年少人口や生産年齢人口の回復は依然として厳しい状況にあるため、全市を挙げて、住民帰還や移住の促進等による震災前の暮らしを取り戻す努力を絶え間なく続けてきた。

これらの取組を継続することに加え、急激な人口減少への対応という長期的な課題解決に向け、現在、地域コミュニティの維持や教育施設の統廃合など、現実を見据えた対応に迫られている。

また、当市における原子力災害被災からの再生に当たっては、帰還や移住を推進するという視点に加え、例えば、教育施設の再整備や救急医療体制の充実など、帰還者や移住者が安心して暮らし続けられる環境整備事業も必要となっている。

一方で、現行の国による支援制度等では、これら新たな課題等に対応することが困難な場合もあることから、当該基本方針を踏まえ、原子力災害被災地域の復興のステージ・実情に応じたきめ細やかな施策の実現に向け、復興の各段階によって生じる様々な課題に対応できるよう柔軟な制度の運用や見直し、新たな支援制度の創設等に加え、必要な財政支援をしっかりと行うこと。

【関係省庁：復興庁】

2 福島第一原子力発電所の廃炉の安全かつ着実な実施について

（1）A L P S処理水の海洋放出について

A L P S処理水の海洋放出開始後、現時点においては、水産物の輸出ほか一部の影響を除き、国内外では落ち着いた反応をしていただいていると認識している。

しかしこの状況は、海洋放出をはじめとする廃炉作業のトラブルや一瞬の気の緩みによって崩れてしまうと考えている。

福島第一原子力発電所の廃止措置が完了する最後まで、全責任を持って万全の対策を講じるとともに、科学的根拠に基づき、住民をはじめ国内外への分かりやすい説明と情報発信を行い、さらなる理解の醸成に全力で取り組むこと。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

（2）なりわいの継続に向けた支援について

漁業者・水産事業者はもとより、ALPS処理水の海洋放出による影響を受ける全ての事業者のなりわいが継続できるよう、万全の支援策を講じること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

（3）廃炉の安全かつ着実な実施について

福島の復興実現には廃炉の安全かつ着実な進捗が不可欠である。一日でも早く福島第一原子力発電所の廃止措置が完了するよう、廃炉作業の安全かつ着実な進捗に全力で取り組むこと。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

3 原子力災害に対する賠償等について

（1）商工業者に対する賠償について

東京電力に対し、商工業者の休業又は売上等の減少と原発事故との相当因果関係を、個別・具体的な事情に応じて柔軟に判断し、賠償の継続を否定しないよう指導すること。

また、2倍一括賠償後の超過賠償においても、損害との相当因果関係がある限り賠償を継続させること。

【関係省庁：文部科学省】

（2）農林水産業者に対する賠償について

当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の農林業者については、今後も、損害が発生し続ける限り、東京電力に引き続きこれ

を確実に賠償させること。また、生産活動を再開した農林業者に対しても損害が続く限り賠償させること。

さらに、当市の前述の区域以外の農林業者については、政府等による生産活動に関する制限の解除等により機械的に賠償の継続を否定することなく、生産活動の断念について個別・具体的な事情に応じて柔軟に判断し、生産の停止又は縮小による収益の減少分の賠償を確実に行わせること。水産業者に対しても、同様に損害が生じ続ける限り、引き続きこれを確実に賠償させること。

【関係省庁：文部科学省】

（3）万全な風評被害対策と迅速かつ確実な賠償の実施について

政府は、ALPS処理水の海洋放出が新たな風評被害を発生させないようその責務を果たすことはもとより、現在定着してしまっている風評についても強い意志をもって立ち向かい、それを一掃するために全力を尽くすこと。

また、各種対策を講じても風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、事業者が安心して事業やなりわいに取り組むことができるよう、東京電力に、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

（4）原子力損害賠償紛争解決センターの和解の仲介について

東京電力に対し、紛争解決センターが和解仲介手続きにおいて提示する和解案を尊重し、確実かつ迅速な賠償がなされるよう取り組むこと。

【関係省庁：文部科学省】

4 中間指針の更なる改定等について

（1）不合理な賠償格差の是正について

当市の30キロメートル圏外（当市が独自に一時避難を要請した区域）の住民は、原子力発電所事故により旧緊急時避難準備区域と同様の苦しみを受けていることから、精神的損害その他の賠償について、「指針」において、旧緊急時避難準備区域と同じ損害、賠償とすること。

【関係省庁：文部科学省】

（2）財物賠償について

①避難指示区域内の不動産の全損評価による賠償について

当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は平成28年7月12日に解除され、避難指示を受けた期間はおよそ5年5か月と長期に及んだ。両区域内に存在する不動産の荒廃状況は、長期間に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域と何らかわるものではない。この現実の被災状況に即し、これらに対しても全損評価による賠償をするべき旨を「指針」に明示すること。

【関係省庁：文部科学省】

②放射性物質に曝露した財物の価値の喪失又は減少等に関する賠償について

当市では、賠償請求において、避難指示区域外の財物の放射性物質の曝露に伴う財物価値の喪失や減少の程度については個々に立証せざるを得ず、立証の限界に直面し被害に対して賠償が十分に果たされていない状況がある。さらに、放射性物質への曝露に伴う財物の価値の喪失又は減少に関しては具体的な数値基準すら示されていない状況である。

のことから、放射性物質に曝露した不動産等の財物賠償が進められるよう、避難指示区域外の財物の価値を喪失又は減少させる程度の放射性物質の曝露の程度について、賠償の前提となる数値基準や価値減少の推認基準などを示すこと。

【関係省庁：文部科学省】

（3）特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害について

原発事故の影響による避難費用及び精神的損害の対象期間について、避難指示等の解除等から相当期間経過後までは認められるものとされ、対象区域ごとに対象期間の終期が示されている。

その終期はそれぞれ、避難対象区域（⑦避難指示解除準備区域、①居住制限区域、⑦帰還困難区域）については避難等の解除等から1年間、旧緊急時避難準備区域については「平成24年8月末まで」と終期を明記し、結果として同区域の避難指示解除から11か月間と、概ね1年程度が認められている。

しかし、特定避難勧奨地点については、同解除等から「3か月間」とされており、他の区域と比べ著しく期間が短く、不公平な状況になっている。

のことから、特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害の対象期間について、他の区域に準じ、期間を延長すること。

【関係省庁：文部科学省】

（4）放射性物質の残置に伴う放射線被ばくによる損害について

原発事故の影響による放射線被ばくによる生命身体の障害については、中間指針第9において、損害賠償の対象に認められているところであり、晚発性の放射線障害による生命・身体損害に対する賠償については、今後晚発障害の発生率が高まることがあれば賠償請求が見込まれる。ここで、賠償請求の審理においては、放射線作用等の発生と

生命・身体に対する侵害との因果関係の立証が大きな課題となりうる。

この点、医療過誤訴訟や公害訴訟を始めとする、一般に加害行為と損害との因果関係の立証が困難とされる訴訟類型においては、因果関係の立証の負担を軽減する判例法理の形成がみられることから、被害が広範で今後の賠償請求が多くなされることが予想される晩発性の放射線障害についても、あらかじめ因果関係の立証の基準について議論を深め、被害者の救済に資するよう配慮を行うこと。

【関係省庁：文部科学省】

5 特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組について

特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、当該区域の避難指示解除に向けた家屋等の解体や除染に向けた手続きが進められている。

いまだ避難を強いられている市民の帰還を実現するため、安全・安心な生活が営めるよう避難者の意向を丁寧に聴き取りし、除染等の作業を確実に実施すること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部】

6 帰還困難区域の解除に向けての国有林等の処理方針について

当市の帰還困難区域の約24平方キロメートルのうち94パーセントの約22.5平方キロメートルが国有林で占められており、残り6パーセントの1.5平方キロメートルが民有地等となっている。

現在でも当市のほかに、帰還困難区域を抱える自治体は、6自治体（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）あり、それぞれの状況は異なるが、自治体内に帰還困難区域が存在することで、住民の帰還及び移住・定住の意欲が損なわれ、更には風評も払拭されにくく、浜通り地域全体の復興の妨げとなっている。

のことから、国有林に係る放射性物質の処理方針を早期に決定し、帰還困難区域の解除に向けた取組を確実に実施すること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・林野庁】

7 避難指示区域等における高速道路無料措置について

避難指示区域等における高速道路無料措置について、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減し、家族や地域との関係性を維持し、帰還を促進するため、被災者に寄り添った柔軟な対応を維持しつつ、令和8年4月以降も継続すること。

【関係省庁：国土交通省】

8 福島国際研究教育機構との広域的な連携及び効果波及について

浜通りや福島、東北の復興・再生の実現、さらなる発展に向けては、福島国際研究教育機構の取組による効果が最大化し、広く波及していくことが極めて重要である。

のことから、同機構による研究開発、産業化、人材育成の取組が、より一層促進され、最大限の相乗効果が発揮できるように、機構を核とした国、県、市町村、関係機関等とのネットワークを強化するとともに、同機構により生まれる効果を広範に波及する取組を行うこと。

また、同機構については、長期にわたる安定的な運営ができるよう国が責任を持って財源や人材の確保を行うこと。

加えて、機構の効果を広域的に波及させるためには、JR常磐線の利便性の向上が必須であり、JR東日本に対し、常磐線の特急などの便数を増やすことなどを働きかけるとともに、必要に応じて運行に関する財政支援を検討すること。

【関係省庁：復興庁】

9 農業に係る復興支援の継続について

震災及び原発事故以降、当市では農業分野における担い手の減少や高齢化が急速に進行しているなど、営農再開に向けた取組や新たな担い手の確保が喫緊の課題となっている。

このことから、復興の枠組みにおいて、畦畔除去や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備など営農再開に向けた支援や、担い手を確保・育成するための研修施設に対する新たな支援制度を創設すること。

さらに、原子力被災地域全体における園芸作物・畑作物の振興がより一層図られるよう、一大産地化やブランド化などの推進を図るとともに、事業構築に当たっての財政支援を行うこと。

【関係省庁：復興庁・農林水産省】

10 インターアクセス道路（都市計画道路下高平北長野線）整備事業の継続的支援について

「南相馬インターチェンジ」から「福島ロボットテストフィールド」までを結ぶ「アクセス道路」の整備について、福島再生加速化交付金を活用し、福島県が事業主体となり整備を進めている。

本事業は、福島ロボットテストフィールドをはじめとして、南相馬復興工業団地や南相馬市産業創造センター等の利用者の利便性を高め、当市の復興をさらに加速させるための根幹的な事業であることから、将来にわたり確実に事業を継続できるよう財政支援を行うこと。

【関係省庁：国土交通省】

11 (仮称)小高スマートインターチェンジ整備事業の継続的支援について

(仮称)小高スマートインターチェンジ（以下「小高 SIC」）の設置による高速道路アクセスの利便性向上により、住民帰還の促進、企業の事業再開の加速化や企業誘致の推進等、様々な効果が見込まれる。

現在、早期完成を目指し整備を進めているところであるが、小高SIC整備事業の早期完了は、当市の復興の加速化へ直結することから、財政的・技術的な支援を継続すること。

【関係省庁：国土交通省】

12 企業誘致等における支援制度の継続について

震災と原発事故により失われた当市の産業において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより「働く場」を確保することで、雇用の創出及び産業集積やなりわいの再建を図り、自立・帰還等を加速させるための「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」、「被災事業者自立支援事業費補助金」、さらに新産業の創出やスタートアップ企業の支援に資する「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」については、第3期復興・創生期間においても制度の存続とともに、同様の支援内容を継続すること。

【関係省庁：経済産業省】